

報道関係者各位

令和8年3月23日（月）

【照会先】

健康・生活衛生局 感染症対策部
感染症対策課

感染症情報管理室長 大塚 和子
課長補佐 小谷 聡司
(直通電話) 03(3595)2257

チクングニア熱のリスク評価等について

蚊媒介感染症であるチクングニア熱については、昨年、多くの国で再流行が確認され、特にフランスや中国における国内感染事例が報告されました。また、今年に入ってから南米において流行が報告されています。

チクングニア熱は、チクングニアウイルスを保有するヤブカ属のネツタイシマカ、ヒトスジシマカなどに刺されることにより感染します。感染した場合、発熱、関節痛、発疹などの症状があり、重症化することは稀であるものの、急性症状が軽快した後も、関節痛が数週間から数か月にわたって続く場合があります。日本では、これまで輸入症例の報告のみで、国内症例の報告はありません。

これらの状況も踏まえて、国立健康危機管理研究機構（JIHS）において、我が国におけるチクングニア熱の感染等についてリスク評価を行い、公表しました。主なポイントは以下のとおりです。

- ・チクングニア熱は世界的に報告数が増加傾向にある。チクングニア熱が流行している国・地域においては、渡航者や居住者がチクングニア熱に感染する可能性があり、我が国の輸入症例も増加する可能性がある。
- ・媒介蚊であるヒトスジシマカは国内の本州以南に広く分布していることから、夏季には輸入症例をきっかけとして、国内でもウイルスに感染する可能性がある。
- ・温帯地域では冬季に成虫の活動が停止することから、国内で流行が起きた場合、多くの地域において流行は単年で終息することが想定される。

「チクングニア熱の発生状況とリスク評価(国立健康危機管理研究機構（JIHS））」
<https://id-info.jihs.go.jp/risk-assessment/chikungunya-fever/20260323/index.html>

厚生労働省では、チクングニア熱について、国内症例が発生した場合等に備え、特定感染症予防指針を策定するとともに、それに基づく手引き、マニュアル及び診療ガ

イドラインを作成し、自治体等に周知を行っているほか、検疫所において、海外渡航者向けウェブサイトにおける情報発信やポスターやリーフレットによる注意喚起を行っております。

(参考)

○厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000168030.html>

○厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」

<https://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/name32.html>

https://www.forth.go.jp/news/2025/20250813_00001.html

○国立健康危機管理研究機構（JIHS）ホームページ

<https://id-info.jihs.go.jp/infectious-diseases/chikungunya-fever/index.html>

○蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001673527.pdf>

○蚊媒介感染症の診療ガイドライン（第5.1版）

<https://id-info.jihs.go.jp/manuals/arthropod-borne/mosquito-borne-infections-guidelines/20190207/zika-medical-g5.html>

○デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き 地方公共団体向け

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000163947.pdf>

○デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症等の媒介蚊対策＜緊急時の対応マニュアル＞

<https://id-info.jihs.go.jp/manuals/arthropod-borne/mosquito-borne-infections-guidelines/20190423/index.html>

【国立健康危機管理研究機構 照会先】

国立健康危機管理研究機構（JIHS）

危機管理・運営局 広報管理部 広報企画室

mail：press@jihs.go.jp

TEL：03-3202-7181 内線 2028